

平成22年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成22年10月15日)

1 日 時

平成22年10月15日（金）

午後 1時00分 開会

午後 3時30分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第1特別委員会室

3 議 事

(1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

(2) 廃棄物処理計画の改定について

(3) その他

4 出席委員

佐藤俊彦（代理出席 反後堯雄） 佐藤幹雄 高荒智子 津金要雄

長林久夫 堀金洋子 和田佳代子 渡部チイ子（以上、8名）

5 欠席委員

稲森悠平 後藤忍 中井勝己 浜津三千雄 福島哲仁 星サイ子（以上、6名）

6 事務局出席職員

（生活環境総室）

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹 他

（環境保全総室）

高松 生活環境部次長（環境保全担当）

上野 一般廃棄物課長

齋藤 産業廃棄物課長

高橋 不法投棄対策室長

猪狩 水・大気環境課長 他

7 議事内容

(1) 開会（司会） 高橋生活環境総務課主任主査

(2) 長林議長（第2部会長）から、議事録署名人を津金委員と和田委員にすることとされた。

(3) 議事(1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

◆資料1等により事務局（猪狩水・大気環境課長）から説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(和田委員)

猪苗代湖への流入水の酸性度が中性化すると水質が悪化することは認識したが、資料1-1の2頁の表で平成7年度からのpHの上昇と1頁の平成13年度からのCODの上昇についてタイムラグがあるが、平成7年頃に特筆すべき要因があったのか。

また、資料1-3の計画骨子(案)の目標達成のための施策で、AからFまでの施策体系が記載されているが、Eが除かれているのは意図的であるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

平成7年度、8年度に特異的な事象があったということは把握していない。ただし、相対的に酸濃度を昭和50年当時と現在と比較すると、15%ぐらい減少している。

そのほかに、降水量の変化や裏磐梯湖沼から流れてくる水質の変化等、様々な要因がpH上昇の原因にあると思われるが、具体的に特筆すべきものは把握していない。

また、資料1-3のDからFとなっておりEが抜けていることに関しては錯誤である。

(佐藤幹男委員)

猪苗代湖の水質が悪化している状況についてマスコミなどで取りあげられているが、評価は水質の面からだけでなく、生物多様性の面からの評価も可能と思われる。

例えば、昔、酸川は生物等が棲めない川であったが、pHが上昇するに伴い様々な生物が生息可能となったという評価もできるのではないかと思われる。生物の多様性の面から猪苗代湖を評価することはできないのか。

(猪狩水・大気環境課長)

意見のとおり生物が棲みやすい環境になるといった面もある。また、生物多様性へ配慮することは必要であると考えますが、猪苗代湖の水質を維持し、それを利活用していくことから考えると、CODの上昇を抑える対策が必要である。ただし、湖内へ流入する火山性酸性水の硫酸イオンが減少している状況を人工的にこ入れするのでなく、自然現象を受け入れた上で、我々が実施すべき対策が必要ではないかと考える。

(長林議長)

猪苗代湖の水環境の変化について津金委員から意見を伺いたい。

(津金委員)

佐藤委員の意見のとおり、水質の状況というものについては様々な見方があるということについて同意見である。水質の変化、その推移等については上流域に住む立場で猪苗代湖の水質改善については最大の関心事であり行政課題であると認識し、その課題に取り組んでいる。

大きな自然の中での変化、これについては猪苗代町だけでは対応しきれないということであるが、地域で対応可能な策を考えると排水処理対策が挙げられる。町としてはできる限り自然に近い、上水道から取り入れた水をそれに近い水質として排

水するという考え方で下水道整備に積極的に取り組んでいる。公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽の設置など、地域の実情を踏まえ取り組んできた。費用総額は300～400億円に上ると見込まれるが、国、県からの支援を受けながら、地元も相当額を負担し整備してきた。ただ、「大腸菌群数の増加」イコール「水質悪化」という評価がなされてしまうと、下水道の排水処理だけでは対応しきれないという専門家の方々の意見もあり、大腸菌群数を抑える対策としては効果的ではないと思われる。大腸菌群数は真夏の暑い時期は光合成等の関係もあり増加し、冬は0になる。測定する時期によって全く異なる。この問題について頭を痛めているが、人為的にできることは最大限実施していこうと考えている。ヨシの刈取りについても、今までは環境省や監督官庁の指導など刈り取ることで野鳥の生息域を荒らすなどの環境破壊につながるという考えがあり積極的に行うことができなかつたが、今後は取り組んでいく必要があると認識している。また、枯死水生植物などを猪苗代湖から取り出し堆肥化するという考え方で堆肥センターを町で整備した。今後も町として対策を講じながら下流域の方々に迷惑をかけないようにしたいと考える。8月の本審議会第2部会での意見では上流域の人たちの意識が低いという指摘があったようであるが、それは「あたらない」と考える。猪苗代町民は自ら負担をしながら水を浄化しようとしており、そういうことも理解いただき、猪苗代町単独ではなく流域全体で取り組んでいければと考える。

(長林議長)

津金委員から地元の取組みを説明いただいた。猪苗代湖の環境問題は非常に大きな自然現象のうねりのなかで、pHも上昇していくなかで、やはり、かつての日本一の水質を取り戻したいという気持ちで地元でも多大な苦勞をして、おそらく日本でも一番厳しい水質基準で対応されているところで、その成果もあって、今が保たれているという中で苦勞が非常に大きいという意見をいただいた。猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に関して、日本一の水質を国の宝だという姿勢をもたれて、それを崩さず、大きな自然現象のうねりの中の問題を受け止めながら、どのように水質を保っていくのかを検討する必要があると思われる。

(堀金委員)

資料1-2の2頁中段に猪苗代湖特有の自然の浄化機能の低下とあるが、機能の低下の要因について調査済みであるのか伺いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

自然の浄化機能、pHの中性化になる原因については、先ほども説明したとおり硫酸の供給量の減少、降水量の増加、源流域における酸性水の変化、裏磐梯湖沼の水質の変化ということが原因になっていると考える。

また、アルミニウム、鉄分が有機性汚濁成分と吸着、結合し、沈殿するという自然浄化機能が酸性成分の流入量の減少に伴い低下し、pH上昇とともにCODが0.5から上昇していることから、今まで浄化されていたものが浄化されないで水中で浮遊した状態で残るなど、これらが自然の浄化機能の低下している原因になっているのではと考えている。

(堀金委員)

猪苗代湖の浄化機能の低下はすべてこの長瀬川が密接に関係していると思われる。上流域の人為汚濁が改善されれば、猪苗代湖の湖水もまた元に戻るというふうに単純に考えてよろしいか。

(猪狩水・大気環境課長)

先ほど示したとおり、本日配付した資料に予測結果を提示しているが、pHが現在と同じ、現在より悪化するということを基に予測結果を出している。

pHが酸性側に戻るということになってくれれば、また同じような浄化機能が期待できるのかもしれないが、期待できないとなると、今と同じか、今以上に中性化するという話になると、水質もそれを前提とした数値になると考えられる。したがって水質が悪化するまで何も施策を講じないのではなく、目標値を0.5に近づけていくためには現在のpH値を基にした上で、さらなる流域における対策として生活系の排水、観光系の排水、山林、農地とかいろいろな面での対策を講じる必要がある。

対策を講じた結果、即、水質改善へつなげると断言することはできないが、対策を講じ、できる限り水質の悪化を食い止め、改善したいと考えている。

(佐藤幹男委員)

今の話に関連して、川の名前が酸性の川は長瀬川ではなく酢川(すかわ)と思われるがいかがか。

(猪狩水・大気環境課長)

先ほど説明したが、安達太良山系の麓のほうから流れる硫黄川が高森川に合流し、それがさらに酸川に合流している。国道115号線の秋元発電所付近で酸川が長瀬川と合流し、その後、長瀬川が猪苗代湖に流入することとなる。

長瀬川は裏磐梯側から流れている河川であるためpHは中性であるが、酸川と合流することにより酸性の性質となる。

(長林議長)

堀金委員から質問があったように、資料1-2の2頁目の課題の3つ目の項目の猪苗代湖における湖水の中性化に関する表記について、猪苗代湖特有の自然浄化機能の注意書きがあってよろしいかと考える。例えば、それを読むと自然浄化機能の低下があると富栄養化が懸念され、それからプランクトンの増大による富栄養化が懸念されると表記されているが、浄化機能が低下すると何故富栄養化が懸念されるのかについて表記されていない。このため、これを読んだ時に一般の方は理解できないのではないかと思われる。自然浄化機能が低下すると、先ほど参考資料で事務局から説明があったことになるので、より詳しい説明、例えば、浄化機能が低下するとそれによって水中の鉄分等の沈降作用が促進されなくなり、いろいろな栄養分、りん等が削減できなくて富栄養化に至る。難しい言葉ではなく、うまく説明して、なおかつ、中性化になるとプランクトンが増え富栄養化が促進されることが懸念されるということを表記しないと、理解することが困難であると思われる。

(猪狩水・大気環境課長)

指摘があった件について本計画に説明を加えたい。

(4) 議事(2) 廃棄物処理計画の改定について

◆資料2-1等により事務局（上野一般廃棄物課長ほか）から説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(佐藤幹雄委員)

資料2-2、9～10頁で、一人当たりのごみの排出量が非常に少ない市町村あるいはリサイクル率が非常に高い市町村があるが、そういうところをまねして、他もできないものだろうか。

(上野一般廃棄物課長)

私どももまさにそう思っているところである。例えば飯舘村では排出量が289gと非常に少なく、確か全国で第3位だったと思う。また、リサイクル率も41.8%と高い。

集団回収量も市町村によって大きなばらつきがあり、全くやっていないところ、非常に多くやっているところ、いろいろな市町村がある。市町村の取組みと同時に地域の自治会とか学校とか、いろいろな取り組み方があると思うが、全体が同じように高くなるのは非常に難しいので、低いところをできるだけ平均に近づけるような方策を、県としては今後積極的に展開していきたいと思っている。

10頁のグラフを見ると非常によくわかるが、棒グラフが一番長い檜枝岐村やその他いわゆる観光地が一人当たりの排出量が多い。これらは観光客の受入の関係とか、いろいろ要因はあると思うが、そのあたりの分析をしながら、市町村とともにリサイクルや排出量の削減を推進していきたいと考えている。

(長林議長)

関連して私も意見を申し上げたいが、リサイクル率が高いところはほとんどがバイオマスタウン計画を立てて実際に自治体として取り組んでいるところである。

特に、郡山市を含む都市域のように、中間処理施設もない中核市のようなところでは、一般廃棄物に対しては域内処理原則というより、県内の有効施設を積極的に利用していくという方向性もあっていいのではないかと思うので、県としてこういう問題にどう取り組むのか、すぐには対応が取れないにしても、各市町村と協議しながらそのような問題を解決するよう努力していくんだということが、どこかに一行ぐらい入ってもよいのではないか。ぜひ検討願いたい。

(上野一般廃棄物課長)

検討する。

(和田委員)

ごみ処理の有料化について全面的に打ち出され、現在県内でも半分ぐらいで導入されているということだが、有料化することによりごみが減るのは一時的なものだと聞いている。13頁に、有料化しているところのほうがごみが少ないというデータが出ているが、これらのデータは導入後何年ぐらいたっているものなのか、わかれ

ば教えてほしい。

また、有料化することによって一般廃棄物の不法投棄が逆に増えてしまうのではないかという心配もあるが、導入しているところではそういう問題が出ていないのか、併せてお聞きしたい。

(上野一般廃棄物課長)

この表は平成20年度の単年度の比較である。有料化した後のいわゆるリバウンドの問題は当然あると思われるが、有料化の実践例で非常に効果を上げている市町村も数多くある。これらは、有料化を単純に導入するということではなく、導入と併せて削減策も実施している。二重三重の施策と一緒に、というところが有料化や排出削減に結びついていると、資料で見る限りそう思っている。

現在、県内では28市町村が導入しており、ある程度長期スパンで見ても、はたしてどの程度効果が出てくるのかわからないが、単に有料化しますというだけではなく、例えばコンポストに対する補助とか、従来のステーション方式のごみの収集を個別方式にするとか、そういったいろいろな施策も併せてやっている。有料化の実践導入例で評価が高い市町村では、そういう複数の施策を組み合わせで実施しているということかと思う。

不法投棄の増加については、県内外のいろいろな参考資料のデータを見る限り、有料化が即、不法投棄の増加に結びついてはいないと思っている。

ごみをたくさん出すことによって金銭の負担が増え、結果的にそれをいやがってどこかへ捨ててしまうというのは考え得ることではあるが、即、有料化と結びついているとは考えてはいない。

(佐藤幹雄委員)

産業廃棄物のリサイクルのことだが、産業廃棄物の中にはリサイクルに適するものもあるし、リサイクルが絶対できないようなものもある。普通はそういったものが混ざって出されると思うが、回収業者の中にはいいところだけを持っていきたいという意向があると思う。いいところだけ持って行ってビジネスとして成り立ってしまうと、持って行かなかった部分の価値が余計に下がってしまうという問題がある。

産業廃棄物のリサイクルに関しては、何か総合的な対策をとって、一部おいしいところだけを持って行くということではなくて、全体として安くあげられるような施策があればいいかと思う。

(斎藤産業廃棄物課長)

産業廃棄物については法律で20種類に区分されていて、それぞれに処理基準があり、混ざって出されるということはあまりないはず。通常では、排出事業者が廃棄物の種類毎に収集運搬業者へ委託し、中間処理業者へ運ばれ、焼却なり、がれき類などであれば骨材等のリサイクルに回っているというのが流れとしてある。

(佐藤俊彦委員：反後代理)

35頁表4-10の処理量の将来予測の中に、最終処分量の予測が出ているが、この数値には県外から搬入される廃棄物は含まれているのか。

(斎藤産業廃棄物課長)

この表の数値には、県外物は含まれていない。

(佐藤俊彦委員：反後代理)

もうひとつ、表4-12で、平成27年度末の残余年数が管理型で12.8年、安定型で15.3年と予測されているが、この予測には県外物はどの程度含まれているのか。

(斎藤産業廃棄物課長)

20年度の実績と同じ率で含まれるものとして予測している。

(佐藤俊彦委員：反後代理)

我々の業界を含めて、10年前から、特に2年前のリーマンショック以降は、相当な大打撃を受けて産業廃棄物の最終処分が極端に減少しているという状況である。

素案の中で、県外物20%以下を目標とすると謳っているが、目標は比率云々ではなく、あくまでも容量の抑制であろうと我々は解釈している。10年なら10年の長期スパンで容量を確保していくというふうに見ないと、ちょっと経済が不況になると右往左往するという大変な事態が起きてくる。

容量の問題と年数の問題、その中に県外物が今後どう混ざっていくのか、そういったことのちゃんとした予測はなかなか難しいと思うし、また、残余年数が12.8年という非常に余力のある状況で、何も20%を押しつける必要はないのではないかと考えている。

それから、40頁の「処理施設の適切な整備」の中で、「優良な民間処理施設を育成する観点から」とあるが、「優良な施設設置者を育成する」というふうに文言を変えたほうがよいと思うがどうか。

(斎藤産業廃棄物課長)

40頁の御指摘の点については、指摘の趣旨を踏まえて文言修正を検討したい。

前段の、20%と残存容量の関係の話だが、前回の審議会においても、佐藤委員から経済状況が厳しいというお話をいただいた。私どもとしては、そういったことも踏まえて、「経済情勢の変化や、管理水準の適正な維持」といった表現としていることを御理解いただければと思う。

(長林議長)

理解を進めるうえで確認しておきたいが、産業廃棄物についての数値の中で、自社処分場の数値はどのように取り扱われているのか。将来予測の数値が自社処分場込みで出ているのか、それを除いて出ているのかは、非常に重要なところだと思うが。

(斎藤産業廃棄物課長)

将来予測において自社処分場を除いているのは、36頁の表4-12のみである。

(佐藤俊彦委員：反後代理)

46頁第6章「廃棄物の適正処理のためのその他の事項」は、法定の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項」に該当するものと思われるが、ここに「県外産業廃棄物の取扱い」が記載されている。県外物については、36頁の「産業廃棄物に関する課題」にも、41頁の「処理業者の役割」にも示されていないのに、ここに記載されている理由は何か。

(斎藤産業廃棄物課長)

課題に記載していないのは、46頁のデータに示すとおり、20年度ベースで21.4%と、実績としてほぼ20%に近い数値となっているので、あえて課題という形での位置付けはしなかったため。

一方で、国の基本方針として残余年数10年の確保ということが示されていること等を考えたときに、今後の適正処理のためには、県外物の搬入割合の考え方をきちんと明示しておく必要があるということで、この第6章に位置付けている。

(佐藤俊彦委員：反後代理)

搬入割合を20%以下とすることが目的ではないと思う。容量を確保していくことが目的なのであって、比率で示すこと、そこに20%という数値が出てくることは解せない。

現在、県内で最終処分される産業廃棄物の量は、景気の動向もあるが、ものすごく減少している。さらに、県外物に対する20%の厳格な指導は、受け入れ量そのものに影響し、最終処分場の維持管理や、処分を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎などの許可要件にも関わってくる。要するに、環境を守るのには金がかかるということである。

もうひとつは、最終処分場は大きな設備が必要なので、だいたい10年、15年先を見据えて計画を立てるわけだが、計画していた最低限の売上げがないと、維持管理ができない。その売上げが下がったときはどうするのか、といった大問題が出てくる。

これまで、例えば全体で100あったとすれば県内物80：県外物20だが、今は県内物の量が半分の40になっている。40に対しての2割なので県外物は8となり、全体で48となる。実際には100の売上げを維持しないと維持管理ができないのに、48ではどうしようもない。これは、我々産廃協会がこの10年来、処理計画に20%という数値が出てきたときから、足かせになるとして陳情してきたことであるが、ここにはそういった維持管理とか経済性とかということは全く謳われていない。優良企業を育成するといいながら、いったいなんなのだろうと思う。

排出側でも、近場のほうが運賃がかからないのだが、近県の排出者は、福島県は搬入手続きが面倒だということで、素通りして仙台へ持って行っている。例えばトヨタ自動車の栃木工場の廃棄物などは福島を素通りである。

売上げがなければ維持管理ができないので、我々は、県外の優良な排出事業者には頭を下げてお願いするのだが、福島県は県外物が規制されているということで断られる。それで結局、処理業者が大変疲弊して、倒産が少しずつ始まっているというのが実態である。我々が県内物を優先するのは当たり前のことである。経済情勢によって8：2、あるいは7：3になることもあるかも知れないが、目的は比率ではなく容量であるということをお我々は十分知っており、それは必ず守っていく。

それから、資料2-4の他県の状況を見ると、2割といった数値を出しているのは福島県と山形県だけである。山形県でも大問題になっているため、山形県では、「県外物は当面2割規制を継続するが、最終処分業者の経営安定と生活環境保全のための方策等について助言、指導を行っていく。」としている。このような一文が

入っただけでも、現在これによって、山形県のある処分場は、県外の自治体が抱えている処理施設の焼却灰を入れて、経営の安定化を図っている。本当の意味での環境保全、適正処理を、もっとここに織り込んでもらいたい。

(長林議長)

この件については、強い要望があったということによろしいか。

それに関して私も確認したいのだが、例えば28頁の図4-6の右側、棒グラフの白い部分が電気業、黒い部分がその他の業種とすると、その他業種の最終処分量は、平成15年から20年まで、このような推移で減ってきたと理解してよろしいか。

そういう現状がある中で、2割という文言をどうするかという問題があるのではないかと反後代理からの御提案である。

もう1件、計画の中に優良企業の育成という文言が何か所かあったと思うが、それについて県の考えがどのように盛られているのか説明いただきたい。

(斎藤産業廃棄物課長)

28頁図4-6は御指摘のとおりで、20年度の316千トンという数値は、35頁表4-10の20年度実績の最終処分量の「その他」の欄の数値と一致しており、15年度からの連続した数値ととらえてよい。

優良企業に対する取組みについては、40頁(2)アの3つ目、マニフェスト制度の徹底と、4つ目、優良評価制度の推進の部分が該当する。今年、廃棄物処理法が一部改正され、特にこの「優良な産業廃棄物処理業者の育成」という観点から、現在は5年間である業許可の更新期間について、一定の条件をクリアするとこれを延ばすなどの動きがある。それらを踏まえながら、優良評価制度の推進等に努めていきたいと考えている。

(高橋不法投棄対策室長)

併せて44頁にも、優良な事業者の育成ということで、優良評価制度及び電子マニフェストの普及を挙げている。

優良評価制度は国の制度で、①違法性がないこと、②情報公開性に優れていること、③環境保全の取組みを行っていること、の3つの観点から、処理業者、収集運搬業者に対し国のお墨付きを与えて、それを公表することにより、排出者に対しこれらの優良業者の利用を推奨するという制度である。

また、電子マニフェスト制度については、廃棄物の排出から処分までのきちんとした経緯がわかるマニフェストを電子化することで、どの段階においても、今、廃棄物がどのような状況になっているのか即時にわかるということで、適正な処理の一翼を成しているものであり、これも国が導入について非常に積極的に促進している。

それに則り、本県でもこの2つの制度を普及させて、優良な業者の育成、啓発を行っていきたいと考えている。

(長林議長)

そういった制度があるといった一方で、先ほど反後代理が言われたように、経済状況の変化により、長期を見据えた事業が非常に厳しい状況だという話もある。

(佐藤俊彦委員：反後代理)

経理的な基礎、財務的な健全性は、安定した維持管理を確保するために不可欠である。許可期限を延ばすなどということよりも、健全経営を指導することをお願いしたい。

よく「指導」という言葉が出てくるが、これは指導ではなく規制だ。他の業者からも、健全経営、安定経営が阻害されているという苦情をたくさん聞いている。

また、同じ県内でも、いわき市はずっと緩やかで、県外物が半分くらい入っているはずだ。同じ県の中で不平等、不公平がある。産業廃棄物は広域処理であるから平等であってほしいし、同じ県内で「あそこではよいのにこちらではだめ」というのがわからない。

(斎藤産業廃棄物課長)

この計画は、県として、郡山市、いわき市も含んだ上での計画なので、策定にあたっては両市とは協議を行っている。また、本日の審議後に素案の修正等を行った後、各市町村へ県の考えを伝え、協力を要請する予定となっている。その中で、いわき市にも理解を求めていきたいと考えている。

(佐藤俊彦委員：反後代理)

その辺については、また結果を聞きたいと思う。

もうひとつ、46頁の最後の方の文言がよく理解できないので、もっとわかりやすくお願いしたいのだが、「処理施設の管理水準の適正な維持」とは、施設の維持管理のことを言っていると理解してよいのか。

(斎藤産業廃棄物課長)

これは、残余年数を10年以上確保という考え方から、容量の確保にも配慮しながらという意味であるが、言い回しがわかりにくいという御意見なので、調整、検討をしたいと思う。

(長林議長)

確かにここの文章を見ると、管理水準が適切に維持されるかどうかを見ながら、20%の枠が変動するような感じを受けるので、残余年数10年分の容量の確保を維持した上でといった表現の方がわかりやすいように思う。

(高荒委員)

47頁の下水道汚泥の部分だが、汚泥の排出量が56%を占めている中で、リサイクル率が93.2%と、予想より高いので驚いたが、リサイクル率の算出のところで有効利用されている量というのは、どの部分を指しているのか。リサイクル業者に回った部分の量ということでよいのか。

(小林一般廃棄物課主幹)

下水道汚泥のリサイクル率については、汚泥の発生量に対して有効利用された割合を出しており、あくまでも実際に有効利用されたものということで捉えている。

(高荒委員)

なぜ質問したかということ、他のリサイクル率でもそうなのだが、汚泥がバイオマスや再生骨材に利用されているので、そのような高率が維持され、目標以上の達成率になったということだと思うが、実際に再生骨材やバイオマスの需要が十分確保

されている状態なのかが疑問だったので、そういった実態についての情報があれば教えていただきたい。

(小林一般廃棄物課主幹)

具体的に、こういったところに利用されているかというデータは数値的には把握していないが、コンポスト肥料とか骨材とかといった形で利用されていると思われる。なお、確認する。

(高荒委員)

うまく回っていないとリサイクル率も上がらないと思うので、その辺を検討願う。

(堀金委員)

7頁、イの資源化量の状況のところ、資源回収量の中に集団回収量も含まれているとのことだが、9頁の表で集団回収量がゼロとなっているところでも、見えない部分で、例えば子どもたちが学校のPTA活動で集めているとか、小さな町村の場合はごみ処理施設で分別、資源化とかしているはずである。どこでもそういったことはやっており、ゼロということはあり得ない。フリーマーケットなどの活動も少しずつ動いてきており、意識の向上は図られてきている。こういったデータを集める時には、きちんと精査していただきたい。

もうひとつ気になるのは、8頁のリサイクル率の状況の中で、15年度以降増えていたものが、景気の悪化もあると思うが、20年度は国では横ばい、県では下がっていることである。

先日、あらかわクリーンセンターを視察した時、全部燃やすと言っていたが、資源化ということで私たちがペットボトルなどを洗ったりしてきれいにし、曜日毎に分別して出しているのに、いとも簡単に燃やしてしまう状況になっているのかと驚いた。リサイクルの全国的状況は、そんなに厳しくなっているのか。

(上野一般廃棄物課長)

1点目の、集団回収量がゼロのところについての御指摘だが、このデータについては市町村に対する実態調査の回答の積み上げであり、この集団回収量についても、学校や町内会、その他婦人会などの各種団体、いわゆる市町村が何らかの形で関与している回収組織で積み上げられた数字が、結果的に表れてきていないためゼロとなっているのかと思う。市町村からの報告もゼロということである。

2点目の、リサイクル率が伸びない、特に本県の場合、20年度は前年度より下がっており、また、全国との差がだんだん開いてきているということについて、要因はいろいろあると思うが、全国的に伸びないのは、一般廃棄物のリサイクルの中で大きな割合を占めている容器包装が、リサイクルの普及に従って量的に頭打ちになってきていることがあると思われる。本県の場合は、まだまだリサイクルが足りないことや、集団回収量がゼロという市町村もあるということで、全国との差が開いてきていると思われる。

(高荒委員)

細かなことだが、46頁の図だけ図題が上になっている。

(長林議長)

訂正願う。

設定した時間になり、だいぶ御意見もいただいたが、ただいまの御意見について、特に46頁の県外物の取扱いについては強い御要望が出ていたので、また次回論議できればと考えている。今日出た御意見をまとめて、次回集約できるようにしたい。

また、本日欠席の委員からは10月25日までに御意見をいただくことを予定しているが、御出席の皆様も、もし重ねて御意見があれば、お配りしている様式に記載のうえ、事務局宛にFAX等でお送りいただきたい。

それでは、議題(2)については、今回御意見のあったところは除いて、この方向で素案をまとめるということによろしいか。

(各委員)

異議無し。

(長林議長)

お認めいただいたので、一部改定を含みながら、この方向で今後検討していくこととしたい。

(5) その他

委員からは特になかった。

事務局(山田生活環境部企画主幹)より、今後の審議日程について説明がなされた。

以上で議事を終了した。

(6) 閉会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査